

工 事 成 績 表 （ 設 備 ）									
施 工 年 度	令和 年 度			決 裁	課 長	係 長		係	
工 事 主 管 課									
工 事 名	工 事							契 約 番 号	
受 注 者								ラ ン ク	
								C	
請 負 金 額					成 績 評 定 日		③ 評 定 点 65		
				令和 年 月 日					
契 約 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日								
完 成 日	令和 年 月 日		完成検査日	令和 年 月 日					
評 価 項 目	評 価 区 分					配分率	評 点		
	A	B	C	D	E				
	85以上	~75	~65	~55	55未満				
I 施 工 体 制			65			×0.15	9.75		
II 施 工 状 況			65			×0.25	16.25		
III 安全管理及び対外関係			65			×0.10	6.50		
IV 出来形・品質・出来ばえ及び写真			65			×0.50	32.50		
③ 評 定 点 = ① 評 点 + ② 加 減 点						② 加 減 点 0		① 評 点 計 65.00	
監 督 員 所 見				検 査 員 所 見					
所 属	工事主管課長 氏 名								
	主 任 監 督 員 職・氏名								
	監 督 員 職・氏名								
所 属	検 査 員 氏 名								
(備考) ④ 評点は小数点第3位を、又、評定点は小数点第1位を四捨五入して記入する。									

I 施 工 体 制

(設 備)

令和6年改訂版

区 分	番 号	細 目	※	評 定 者	評 価				
施 工 体 制 一 般	1	工事实績情報システム(コリンズ)について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。		監 検	+1	0	-1		
	2	現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。)届けが速やかに提出され、さらに工程表が契約締結後10日以内に提出されている。		監 検	+1	0	-1		
	3	監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	4	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	5	建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。		監 検	+1	0	-1		
	6	労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	7	建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	8	施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。		監 検	+3	+1	0	-1	-3
	9	施工体制台帳に下請負契約書及び再下請通知書(2次以降の再下請業者を含む。)が添付されており、その内容が適正である。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	10	施工体系図を工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示している。		監 検	+1	0	-1		
	11	施工体系図の記載内容が適正で、現場における施工体系と一致している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	12	受注者がその下請工事の施工に実質的に関与している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
配 置 技 術 者 等	13	現場代理人が、現場に常駐している。あるいは携帯電話等で速やかに連絡がとれる体制にあり、支障なく業務を行っている。		監 検	+1	0	-1		
	14	現場代理人が監督職員との連絡調整、協議を書面で行っている。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	15	監理技術者等の要件が資格者証等により確認できた。		監 検	+1	0	-1		
	16	配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。		監 検	+1	0	-1		
	17	監理技術者等が現場に専任している。		監 検	+1	0	-1		
	18	監理技術者等が施工計画や工事に係わる工程、技術的事項を把握し、主体的に施工を管理している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
	19	必要な専門技術者を選任し、配置している。		監 検	+1	0	-1		
	20	作業主任者を選任し、配置している。		監 検	+1	0	-1		
	21	監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。		監 検	+2	+1	0		
	22	書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。		監 検	+3	+1	0	-1	-3
	23	監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。		監 検	+2	+1	0	-1	-2
				小 計	+	+	0	+	+
				計	①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned} \text{換算点} &= \left[\overset{\textcircled{1}}{0} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\overset{\textcircled{2}}{0} \right] \right) \right\} \\ &= \left[\overset{\textcircled{3}}{0} \right] \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅱ 施 工 状 況			(設 備)		令和6年改訂版				
区 分	番号	細 目	※	評 定 者	評 価				
施 工 管 理	1	契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	2	照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	3	施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	4	施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	5	施工に先立ち、施工図等が提出されている。(プラント工事の場合「施工計画書において記載内容と現場体制が一致している。」)		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	6	工事材料に関する資料が整備され、監督員に事前に確認または承諾された材料を適切に管理している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	7	品質確保のための対策など、施工に関する工夫を書面で確認できる。		監	+2	+1	0		
			検						
工 程 管 理	8	現場内での整理整頓及び施工区域周辺の清掃等が日常的に行われている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	9	監督員の立会いにあたって予め立会いの請求をしている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	10	一工程の施工の確認の時期が、適切である。(プラント工事の場合「一工程の施工の確認」を「施工計画書記載の検査」と読み替える)		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	11	受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	12	再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を提出した。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	13	低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	工 程 管 理	14	実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。		監	+3	+1	0	-1
				検					
15		工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
			検						
	16	関連工事との調整も積極的に行っている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
				小 計	+	+	0	+	+
				計	①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned} \text{換算点} &= \left[\begin{matrix} ① \\ 0 \end{matrix} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\begin{matrix} ② \\ 0 \end{matrix} \right] \right) \right\} \\ &= \left[\begin{matrix} ③ \\ 0 \end{matrix} \right] \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅲ 安全管理及び対外関係			(設備)		令和6年改訂版				
区分	番号	細目	※	評定者	評価				
安全管理	1	安全衛生協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	2	店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	3	安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	4	安全巡視、KY活動等を実施し、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	5	新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。		監	+3	+1	0	-1	-3
				検					
	6	運搬作業において、各交通関係法令(道路法、道路交通法、車両規制令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等)を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	7	工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。		監	+2	+1	0	-1	-2
			検						
8	重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。		監	+3	+1	0	-1	-3	
			検						
9	山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
10	足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。		監	+3	+1	0	-1	-3	
			検						
11	保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
12	工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
13	現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。		監	+2	+1	0	-1	-2	
			検						
対外関係	14	工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
	15	工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。		監	+2	+1	0	-1	-2
				検					
			小計		+	+	0	+	+
			計		①	0			

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned}
 \text{換算点} &= \left[\begin{matrix} ① \\ 0 \end{matrix} \right] \times \left\{ 35 / \left(35 - \left[\begin{matrix} ② \\ 0 \end{matrix} \right] \right) \right\} \\
 &= \left[\begin{matrix} ③ \\ 0 \end{matrix} \right]
 \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

Ⅳ 出来形・品質・出来ばえ及び写真

			(設 備)		令和6年改訂版		
区 分	番号	細 目	※	評 定 者	評 価		
出来形	1	配管・配線等の出来形(チェックリスト参照)		監 査	+2	+1	0 -1 -2
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	2	機器設置等の出来形はどうか。		監 査		+1	0 -1
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	3	機器の機能及び運転性能等の出来形はどうか。		監 査	+2	+1	0 -1 -2
				検 査			
	4	関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされていたか。		監 査		+1	0 -1
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
品質	5	機材の品質及び形状が設計図書等に適合する旨の証明書が整備されていたか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
	6	機材の各種試験が的確に行われ、設計図書等に適合する成績書等が整備されていたか。		監 査			
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	7	施工完了時の自主検査を的確に行い、記録していたか。		監 査			
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	8	試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。		監 査		+1	0 -1
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	9	機材の外観、仕上がり面及び塗装の状態はどうであったか。		監 査			
出来ばえ				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	10	配管等の塗装、保温の出来ばえはどうであったか。		監 査			
写真				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	11	機材・配管・配線・弁類等に必要な表示がなされていたか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
	12	写真管理基準の管理項目を満たしているか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
	13	工事内容を写真から容易に把握できるような写真整備の創意工夫があったか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
	14	隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。		監 査		+1	0 -1
				検 査	+2	+1	0 -1 -2
	15	黒板記載事項は整理されていたか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
	16	各工種の段階的な状況が適切に撮影されていたか。		監 査		+1	0 -1
				検 査		+1	0 -1
	17	完成図書として整備されていたか。		監 査			
その他				検 査		+1	0 -1
	18	検査態勢について適正であったか。		監 査			
				検 査		+1	0 -1
				小 計	+	+	0 + +
				計	①	0	

換算計算は以下の通り

$$\begin{aligned}
 \text{換算点} &= [\text{①}] \times \{ 35 / (35 - [\text{②}]) \} \\
 &= [\text{③}]
 \end{aligned}$$

対象外となる細目の※計	②	0
換算点(小数点以下3位四捨五入)	③	0
標準点	④	65
評価点	③+④	65

評 定 項 目	評価点	評価基準点(A)
2 配管、配線等の出来形		←(A)が 8 7 %以上 ← 7 0 % ≤ (A) < 8 7 % ← 4 0 % ≤ (A) < 7 0 % ← 2 5 % ≤ (A) < 4 0 % ←(A)が 2 5 %未満

点数	評価基準（評価点の考え方）
2	・指摘、是正指示などが全くなく、出来形に問題がない場合
1	・軽微な事項での指摘、是正指示などがあったが、出来形に大きな問題がない場合
0	・重大な欠陥などの指摘があったり、是正指示が多く、是正に手間がかかった場合

チェックポイント	ポイント	満点	2	1	0	該当なし
○ 配管・配線等の寸法及び位置 施設管理上、問題ない位置であるかどうかを評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の適切な保安位置 耐震処置や防振処置の位置を評価 配線接続の位置を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の接続方法 異種管接続方法を評価 配線の接続方法を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の保護処置 テープや塗装による保護処置を評価 埋設配管の砂保護を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等と他設備との離隔距離 内線規程や電技等の、法的に定められた離隔距離を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 取付金具類の支持方法及び支持間隔 支持金具類の材質を評価 一般支持や振れ止め支持を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 防火区画貫通部の防火処理	1	選択してください 2	☐	☐	☐	☐
○ 配管の通り具合 地中埋設配管の通り具合を評価 延長距離が長い配管の通り具合を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
30			0	0	0	0

合計点数を対象項目満点数で除算する（結果の小数点第2位四捨五入）

100 × ÷ = ① %

評 定 項 目	評価点	評価基準点(A)
2 配管、配線等の出来形		←(A)が87%以上 ←70%≦(A)<87% ←40%≦(A)<70% ←25%≦(A)<40% ←(A)が25%未満

点数	評価基準（評価点の考え方）
2	・指摘、是正指示などが全くなく、出来形に問題がない場合
1	・軽微な事項での指摘、是正指示などがあったが、出来形に大きな問題がない場合
0	・重大な欠陥などの指摘があったり、是正指示が多く、是正に手間がかかった場合

チェックポイント	ポイント	満点	2	1	0	該当なし
○ 配管・配線等の寸法及び位置 施設管理上、問題ない位置であるかどうかを評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の適切な保安位置 耐震処置や防振処置の位置を評価 配線接続の位置を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の接続方法 異種管接続方法を評価 配線の接続方法を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等の保護処置 テープや塗装による保護処置を評価 埋設配管の砂保護を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 配管・配線等と他設備との離隔距離 内線規程や電技等の、法的に定められた離隔距離を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 取付金具類の支持方法及び支持間隔 支持金具類の材質を評価 一般支持や振れ止め支持を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
○ 防火区画貫通部の防火処理	1	選択してください 2	☐	☐	☐	☐
○ 配管の通り具合 地中埋設配管の通り具合を評価 延長距離が長い配管の通り具合を評価	2	選択してください 4	☐	☐	☐	☐
30			0	0	0	0

合計点数を対象項目満点数で除算する（結果の小数点第2位四捨五入）

100 × ÷ = ① %

加算点（設 備）

項 目	加算点	ポイント 計⑤
加算点	0	←加算点なし
・極めて難易度が高い工事	(+ 5)	←⑤が 1 0 点以上の場合
・難易度が高く、特別の考慮が必要な工事	(+ 4)	←⑤が 8 点以上の場合
・難易度が高い工事	(+ 3)	←⑤が 6 点以上の場合
・難易度が中程度の工事	(+ 2)	←⑤が 4 点以上の場合
・難易度が認められる工事	(+ 1)	←⑤が 2 点以上の場合

★

加算点

+0

チェックポイント	ポイント
☐ 高度な技術力を要する工事	4
☐ 施工規模が極めて大きい等、現場管理に多大な労力を要する工事	3
☐ 複雑な制約条件のある工事（民家、商店の密集・地元調整・環境対策・緊急作業等）	3
☐ 施工範囲の過半部分で施工が困難な工事（交通量・地下水・急傾斜地・狹隘等の現場条件）	3
☐ 労働基準監督署に労働安全衛生法第 8 8 条の届け出が必要な工事、及びそれに類する工事	3
☐ 不測の事態により大幅に工程に影響がでたが、工期を短縮した工事	3
☐ 工期を短縮した工事・提案により施工費を削減した工事・契約条件にないもので国の施策を自主的に実施した工事	3
☐ 重大事故につながる恐れがある工程が施工範囲の過半を占める工事	2
☐ 明石市内での、施工実績、施工例が少ない（3 例程度）工事	2
☐ 施工範囲の過半部分が、夜間工事、休日工事、年未年始等の工事	2
ポイント 計⑤	0

減 点（設 備）

[記入方法] 該当する項目の□を■にする。8. については α 及び β の値も記入すること。		(主 任 監 督 員)	
措 置 内 容		点 数	■ 項目該当なし
☐	1. 指名停止3ヶ月以上	－20点	
☐	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	
☐	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	
☐	4. 文書注意2回以上実施	－11点	
☐	5. 文書注意	－8点	
☐	6. 口頭注意	－5点	
☐	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため口頭以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－3点	
☐	8. 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合	－ 点	α : β :

注) 4. ～ 8. の減点を行う場合は、その事実関係が確認できる文書及び経過書等を必ず添付すること。

- ① 本評価で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上記の措置があった」場合に適用する。
- ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
- ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために従事するものに限定する。
- ④ 総合評価落札方式において、落札者の責により履行義務事項の不履行が認められる場合は、その履行状況に応じ上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は別紙計算式により、算出する。

【上記で評価する場合の応答事例】

- ・ 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
- ・ 承諾なしに権利義務者等第三者譲渡又は継承を行った。
- ・ 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
- ・ 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取等に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・ 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
- ・ 建設業法に違反する事実が判明した。（一括下請け、技術者の専任違反等）
- ・ 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
- ・ 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・ 監督または検査の実施にあたり、職務執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
- ・ 下請代金遅滞防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。
あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある
- ・ 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。
- ・ 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
- ・ 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等に物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- ・ 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・ 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
- ・ その他

理由：

②加減点	加算点	+	減点	=	0
------	-----	---	----	---	---

【別紙】 履行義務事項不履行時における措置に関する基準

○ 工事成績評定点の減点(簡易型及び標準型)

当該工事の竣工後に、当該工事の履行義務事項の不履行の状況に応じ、
下記の計算式により計算した値に応じて、最大8点を減じる。

α :	点	(当初の施工計画及び技術提案の評価項目での評価点)
β :	点	(履行した施工計画及び技術提案の評価項目での評価点)
計算値:	0 点	
減点値:	0 点	

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

なお、減点値は計算値の小数点以下第1位を四捨五入とする。

I 施工体制について

評 定 細 目(監督員用)	評 価 の 考 え 方	
I 施工体制一般 1 工事实績情報システム(コリンズ)について事前に監督員の確認を受け、契約締結後10日以内に登録機関に申請が完了している。 ※初日不参入、土曜、日曜、祝日等除く	監	工事实績データ登録が、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けたうえで、すべて契約後、変更後、完成後、10日以内に行われていた。 工事实績データ登録で、受注時、変更時、完成時、訂正時に監督員の確認を受けていないケース、または、契約後、変更後、完成後10日以内でないケースがあった。 工事实績データ登録の行われていないケースがあった。
I 施工体制一般 2 現場代理人、監理技術者等(主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐をいう。以下同じ。)届けが速やかに提出され、さらに工程表が契約締結後10日以内に提出されている。	監	現場代理人等届及び工程表が、適正な時期に提出され内容も良く整理されていた。 現場代理人等届及び工程表で提出の遅れたものはなかったが、内容に一部不備があった。。 現場代理人等届及び工程表で、提出の遅れたものがあった。または、内容に不備が多かった。。
I 施工体制一般 3 監理技術者等が工事途中及び立会検査等の事前に書類の確認を行っている。	監	測定(試験)等の結果や管理図表等を、監理技術者等が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。 測定(試験)等の結果や管理図表等の作成に一部不備があったが、監理技術者等が確認を行っていることが、工事関係資料等で確認できた。 測定(試験)等の結果や管理図表等の作成、及び監理技術者等の確認について一部不備があった。 測定(試験)等の結果や管理図表等の作成はされていたが、監理技術者等の確認が行われていなかった。 測定(試験)等の結果や管理図表等の作成が行われておらず、監理技術者等の確認も行われていない。
I 施工体制一般 4 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。	監	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事関係者の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識を、工事関係者の見やすい場所に掲示している。 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識の掲示が工事関係者の見やすい場所でない。または、掲示していない。

I 施工体制一般 5 建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。	監		証紙の配布を受け払い簿により、適切に管理されていることが確認できた。
			証紙の配布を受け払い簿により、一部に不備があるが、ほぼ適切に管理されていることが確認できた。
I 施工体制一般 6 労災保険関係成立票を工事関係者の見やすい場所に掲示している。	監		労災保険関係成立票の記載内容が適正であり、工事関係者の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。
			労災保険関係成立票の記載内容が適正であり、工事関係者の見やすい場所に掲示している。
I 施工体制一般 7 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に掲示している。	監		建設業許可標識の記載内容が適正であり、公衆の見やすい場所に掲示しており、掲示方法に工夫が見られる。
			建設業許可標識の記載内容が適正であり、公衆の見やすい場所に掲示している。
I 施工体制一般 8 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ適宜変更の都度同一のものを提出している。	監		施工体制台帳が適切に整備されているとともに、まとめ方も創意工夫がみられ現場に常時備え置かれている。また、変更時の対応も適切に行われて、その都度同一のものが提出されている。
			施工体制台帳が、概ね適切に整備されているとともに、現場に備え置かれている。また、変更時の対応も行われて、その都度同一のものが提出されている。
			施工体制台帳が整備され、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の一部に不備が見られた。また、変更時の対応は、概ね行われ、同一のものが提出されている。
			施工体制台帳の内容全般について、現場に備え置かれていたが必要とされる書類の不備、内容の記入もれ・訂正等が多く全般的に整理が不十分であった。または、変更時の対応が十分でなかった。もしくは、同一のものが提出されないケースがあった。
			施工体制台帳が現場に備え置かれていなかった。

I 施工体制一般 9 施工体制台帳に下請負契約書及び再下請通知書(2次以降の再下請業者を含む。)が添付されており、その内容が適正である。	監 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付され、その内容も適正であることが確認できた。 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付され、その内容は概ね適正であることが確認できた。 施工体制台帳にすべての下請契約書及び再下請負通知書が添付されたが、その内容に一部不備があった。 施工体制台帳に一部下請契約書及び再下請負通知書が添付されないものがあった。または、内容の不備が多かった。 施工体制台帳に下請契約書及び再下請負通知書が添付されないものが多かった。
--	--

I 配置技術者等 14 現場代理人が監督職員との連絡調整、協議を 書面で行っている。	監 監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容も分りやすく適切であった。 監督員との連絡調整、協議等は書面で行い、文書の内容は概ね分りやすく適切であった。 監督員との連絡調整、協議等は書面で行っていたが、文書の内容に一部不備があった。 監督員との連絡調整、協議等が一部書面で行われなかった。または、文書の内容に不備が多かった。 監督員との連絡調整、協議等は書面で行われないことが多かった。
--	---

I 配置技術者等 19 必要な専門技術者を選任し、配置している。 ※専門技術者を選任していない場合は対象外	監 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。</td></tr><tr><td></td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。</td></tr><tr><td></td><td>専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。</td></tr></table>				専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。		専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。		専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。		
	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されている。										
	専門技術者を適切に選任し現場に配置している。また、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が概ね適切に添付されている。										
	専門技術者を適切に選任し現場に配置していないケース、施工体制台帳に資格及び雇用を証する書面が適切に添付されていないケースがあった。										
I 配置技術者等 20 作業主任者を選任し、配置している。 ※作業主任者を選任していない場合は対象外 (作業主任者と有資格者は異なる)	監 <table border="1"><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。</td></tr><tr><td></td><td>施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。</td></tr><tr><td></td><td>施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。</td></tr></table>				施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。		施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。		施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。		
	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表があり、正しい配置が適切に行われていることが確認できた。										
	施工計画書並びに、工事現場内に作業主任者一覧表はあったが、現場における配置が確認し難いケースがあった。										
	施工計画書または、工事現場内に作業主任者一覧表のないケース、現場における配置が確認し難いケースがあった。										
I 配置技術者等の能力 21 監理技術者等が施工に先立ち、創意工夫又は、提案をもって工事を進めている。 ※施工計画書等に創意工夫、提案が記載されているかで判断する	監 <table border="1"><tr><td></td><td>高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。</td></tr><tr><td></td><td>簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。</td></tr><tr><td></td><td>創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。</td></tr></table>		高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。		簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。		創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。				
	高度な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、適切に現場に反映されていた。										
	簡易な創意工夫や技術提案が施工計画書等に記載され、現場に反映されていた。										
	創意工夫や技術提案はなかった。または、施工計画書等に記載されていなかった。										
I 配置技術者等の能力 22 書類及び資料が法令、仕様書及び工事成績表等に基づき適切に作成、整理されている。 ※工事成績表等とは、工事成績表、評定運用基準表、施工プロセスチェックリスト、施工プロセスチェックリストの手引き、工事検査実施要領をいう。	監 <table border="1"><tr><td></td><td>書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。</td></tr><tr><td></td><td>書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。</td></tr><tr><td></td><td>書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。</td></tr><tr><td></td><td>書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。</td></tr><tr><td></td><td>書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。</td></tr></table>		書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。		書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。		書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。		書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。		書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。
	書類及び資料が適切に作成され、一覧表・インデックス等が付けられており、第三者が見て分かりやすく整理されていた。										
	書類及び資料が適切に作成され、必要なものがすぐに取り出せる程度には分かりやすく整理されていた。										
	書類及び資料は一部不備があるが作成されており、必要なものが少し探せば、取り出せる程度には整理されていた。										
	書類及び資料は一部不備があり、あまり整理されておらず、必要なものを取り出すのに時間がかかった。										
	書類及び資料は適切に作成されておらず、整理も行われておらず、必要なものを取り出すことができないケースがあった。										
I 配置技術者等の能力 23 監理技術者等が施工体制、施工状況を把握し、元請業者の現場職員、下請負業者をよく指導している。	監 <table border="1"><tr><td></td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。</td></tr><tr><td></td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。</td></tr><tr><td></td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。</td></tr><tr><td></td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。</td></tr><tr><td></td><td>監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。</td></tr></table>		監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。		監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。		監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。		監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。		監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。
	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握に優れ、適切に指導を行っていた。										
	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握は概ね良好であり、適切に指導を行っていた。										
	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導は普通程度であった。										
	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に一部不備があり、意思疎通に欠ける部分があった。										
	監理技術者等は、元請業者の現場職員や下請業者の作業内容の把握、指導に不備があり、意思疎通に欠けていた。										

Ⅱ 施工状況について			
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方	
Ⅱ 施工管理 1 契約約款第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。	監		工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について精度の高い照査を行っている。
			工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っている。
			工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っているが、一部不備がある。
			工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行っているが不備が多い。
			工事の施工にあたり、設計図書、現場の状況について照査を行ったことが確認できない。
Ⅱ 施工管理 2 照査の結果、相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 ※相違事実がない場合対象外	監		
			現場との相違点が文言、図面、写真等で適切に説明された書面で提出されており、高度な技術提案があった。
			現場との相違点が書面で提出されており、簡易な技術提案があった。
			現場との相違点が書面で提出されていたが、技術提案はなかった。
			現場との相違点が分りにくいものがあった。または、書面の提出が遅れたものがあった。
			現場との相違点が書面で提出されなかった。
Ⅱ 施工管理 3 施工に先立ち、設計図書及び現場条件を反映した内容の施工計画書が提出されている。	監		
			記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を適切に反映しており、施工計画のポイントを適切に把握し、創意工夫、技術提案が随所に見られ、取りまとめも優れた施工計画書が、施工に先立ち余裕をもって提出された。
			記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を適切に反映しており、施工計画のポイントを把握し、取りまとめも概ね良好な施工計画書が、施工に先立ち余裕をもって提出された。
			記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を反映しており、施工計画のポイントを把握し、取りまとめにおいては標準的な施工計画書が、施工に先立ち提出された。
			記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を一部反映していなかった。または、取りまとめにおいて一部不備があった。もしくは、施工計画書の提出に若干の遅れがあった。
			記載内容が、設計図書の内容及び現場の条件を反映していないものが多かった。または、取りまとめにおいて不備が多かった。もしくは、施工計画書の提出が大幅に遅れた。
Ⅱ 施工管理 4 施工計画書において記載内容と現場施工方法が一致している。	監		
			施工計画書に施工方法が現場条件を十分考慮して、正しく、分りやすく、創意工夫をされて記載されており、現場の施工方法も施工計画書記載のとりの施工方法で施工が行われていた。
			施工計画書の施工方法に些細な記入漏れ等があるが、概ね正しく記載されており現場においても適切な方法で施工されていた。
			施工計画書の施工方法の記載内容に一部不十分な個所が見受けられたが、現場の施工方法に問題はなかった。
			施工計画書の施工方法の記載内容全般について不備が多く、現場の施工も一部の工種で違う施工方法で施工されていた。
			施工計画書に施工方法が記載されておらず、あるいは、施工計画書と違う施工法で工事が施工されていた。

II 施工管理 5 施工に先立ち、施工図等が提出されている。(プラント工事の場合「施工計画書において記載内容と現場体制が一致している。」)	監 余裕を持って提出され、監督員と協議し、修正完了確認を受けた施工図が、全ての工事で現場に反映された。 事前に提出され、監督員と協議し、修正完了確認を受けた施工図が、工事に反映された。 全ての施工図は、提出されたが、一部修正など細かい部分で問題があった。 ほとんどの施工図は提出されたが、時期、内容に問題があった。 提出の遅れ、あるいは内容の不備のものがあり、施工監理に支障があった。 提出時期、内容に問題が多いため、文書で指示した。
---	--

II 施工管理 10 一工程の施工の確認の時期が、適切である。(プラント工事の場合「一工程の施工の確認」を「施工計画書記載の検査」と読み替える)	監		
			一工程の施工の確認について現場の体制も整い、必要とする段階確認の時期も適切であり、すべて適切に行うことができた。
			一工程の施工の確認について現場の体制も整い、段階確認がほぼ適正な時期に行うことができた。
			一工程の確認について現場の立会体制は不十分であったが、ほぼ適正な時期に確認を行うことができた。
			一工程の施工の確認について現場の体制も不備が多く、時期も適正ではなく段階確認に支障が生じることがあった。
			一工程の施工の確認について時期が不適切で無断施工してしまったことがある。あるいは、段階確認が行われなかった。
II 施工管理 11 受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。	監		
			マニフェスト等は、内容が適正で、分りやすく整理されており、適正な処理が確認できた。
			マニフェスト等は、内容が適正で、概ね分かりやすく整理されており、適正な処理が確認できた。
			マニフェスト等は、内容に不備はなく、適正な処理が確認できた。
			マニフェスト等は、一部不備があり、適正な処理の確認できないものがあった。
			マニフェスト等は、不備が多く、適正な処理の確認ができなかった。
II 施工管理 12 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。さらに、工事完了後には速やかに再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書を提出した。	監		
			すべての計画書や実施書の提出時期及び、記載内容が適正であった。
			計画書や実施書の提出時期は適正であるが、記載内容に一部不備のあるケースがあった。
			計画書や実施書の提出が一部遅れるケース、または、記載内容に一部不備があるケースがあった。
			計画書や実施書の提出の遅れるケースが多い、または、記載内容に不備があるケースが多かった。
			計画書や実施書が提出されないケースがあった。
II 施工管理 13 低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。	監		
			施工計画書で使用する機械・車両等が適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、確認することができた。
			施工計画書で使用する機械・車両等が概ね適正に記載され、工事現場でも、低騒音・排出ガス対策仕様のシールが写真撮影されており、概ね確認することができた。
			施工計画書で使用する機械・車両等の記載で一部不備があった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが一部あった。
			施工計画書で使用する機械・車両等の記載で不備が多かった。または、工事現場で使用されていることが確認できないものが多かった。
			施工計画書で使用する機械・車両等の記載がなかった。または、工事現場で使用されていることが確認できなかった。

Ⅱ 工程管理 14 実施工程表が提出され、適正に工程の管理を行っている。	監 <table><tr><td></td><td>実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。</td></tr><tr><td></td><td>実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。</td></tr><tr><td></td><td>実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。</td></tr><tr><td></td><td>実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。</td></tr><tr><td></td><td>実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。</td></tr></table>		実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。		実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。		実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。		実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。		実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。
	実施工程表が提出され、受注者が積極的に対応及び調整を行い、終始円滑な工事の進捗が適切に図られた。										
	実施工程表が提出され、調整が図られ、円滑に工事が進められた。										
	実施工程表が提出され、工事の進捗には問題なかった。										
	実施工程表が提出されたが、一部不備があった。または、調整不足があり、工事の進捗に支障を生じた。										
	実施工程表が提出されなかった。または、全般的に調整が不十分であり、工事の進捗に多大な影響があった。										
Ⅱ 工程管理 15 工期及び、内容変更が伴う場合、変更協議が書面にて行われ、契約後10日以内に変更工程表が提出されている。	監 <table><tr><td></td><td>変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr><tr><td></td><td>変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr><tr><td></td><td>変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。</td></tr><tr><td></td><td>変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。</td></tr><tr><td></td><td>変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。</td></tr></table>		変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。		変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。		変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。
	変更協議が、変更内容を的確に分りやすく記載した書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。										
	変更協議が、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。										
	変更協議が、一部不備はあったが、書面で行われ、契約後10日以内に変更内容を反映した工程表を提出していた。										
	変更協議が、書面で行われないことがあった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが一部あった。										
	変更協議が、書面で行われなかった。または、変更内容を反映した工程表の提出の遅れや未提出のものが多かった。										
Ⅱ 工程管理 16 関連工事との調整も積極的に行っている。 ※工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は、工事関係者連絡会議の組織を要する。	監 <table><tr><td></td><td>関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。</td></tr><tr><td></td><td>関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。</td></tr><tr><td></td><td>関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。</td></tr><tr><td></td><td>関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。</td></tr><tr><td></td><td>関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。</td></tr></table>		関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。		関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。
	関連工事に関し、十分に内容について協議、検討された工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、突発的な事態にも柔軟に対応し、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。										
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との調整等適切な工程管理を行い、計画どおりに工事を完成させた。										
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていた。また、他工事との工程調整を行い計画どおりに工事を完成させたが、履行報告提出の遅れ等、工程管理に一部不備があった。										
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されていなかったが、他工事との工程調整を行い工期内に竣工させた。										
	関連工事を考慮した工程計画が、施工計画書等に記載されず、また、他工事との工程調整に不備があったため工程に影響がでた。										

Ⅲ 安全管理について		[設 備]	
評 定 細 目(監督員用)		評 価 の 考 え 方	
Ⅲ 安全管理 1 安全衛生協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。 ※受注者のみで工事を施工する場合は対象外	監		
			施工計画書等に、協議会の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			施工計画書等に、協議会について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			施工計画書等に、協議会の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上開催されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、毎月1回以上協議会が開催されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、協議会が開催されなかった。
Ⅲ 安全管理 2 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。	監		
			施工計画書等に、パトロールの目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			施工計画書等にパトロールについて記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			施工計画書等に、パトロールの実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎月1回以上実施されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、毎月1回以上パトロールが実施されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、パトロールが実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 3 安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。	監		
			施工計画書等に、安全教育・安全訓練の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			施工計画書等に安全教育・安全訓練について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			施工計画書等に、安全教育・安全訓練の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、月に半日以上実施されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、月に半日以上、安全教育・安全訓練が実施されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全教育・安全訓練が実施されなかった。

Ⅲ 安全管理 4 安全巡視、KY活動等を実施し、記録が整備されている。	監		施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。
			施工計画書等に安全巡視・KY活動等について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。
			施工計画書等に、安全巡視・KY活動等の実施について記載されていなかったが、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。また、毎日実施されていた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、安全巡視・KY活動等実施されていない日があった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、安全巡視・KY活動等が実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 5 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。	監		施工計画書等に、新規入場者教育の目的、内容、頻度等について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。
			施工計画書等にて新規入場者教育について記載され実施しており、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。
			施工計画書等に、新規入場者教育について記載がなかったが実施され、写真、議事録等が整備、保存されていることが確認できた。
			写真、議事録等の整備、保存に一部不備が見られた。または、新規入場者教育が実施されないことがあった。
			写真、議事録等の整備、保存に不備が多かった。または、新規入場者教育が実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 6 運搬作業において、各交通関係法令(道路法、道路交通法、車両規制令、道路運送車両の保安基準、道路運送車両法、ダンプ規制法、貨物自動車運送事業法等)を遵守し、適合した車両を使用し、また、過積載等の防止に十分に取り組んでいる。	監		施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について具体的に記載されており、記載内容のとおり適正に実施された。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。
			施工計画書等に、各交通関係法令の遵守に取り組む方針、過積載防止の対策・確認方法について記載されていた。また、各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。
			各種運行(通行)許可書(写)等の書類が確認でき適正であり、過積載もなかった。
			各種運行(通行)許可書(写)等の書類に一部不備があった。または、一部軽微な過積載があった。
			各種運行(通行)許可書(写)等の書類に不備が多かった。または、過積載が多かった。
Ⅲ 安全管理 7 工事車両、使用機器、工具等の点検整備がなされ、十分に管理されている。	監		施工計画書等に、点検整備について具体的に検査の種類、頻度等が記載されており、記載の内容どおり適正に実施され、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。
			施工計画書等に点検整備の実施について記載されており、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても適正に点検整備されていることが確認できた。
			施工計画書等に、点検整備の実施について記載されていなかったが、写真、チェックリスト等が整備、保存されていることが確認できた。また、現場においても点検整備が実施されていることが確認できた。
			写真、チェックリスト等の整備、保存に一部不備が見られた。または、点検整備が一部実施されなかった。
			写真、チェックリスト等の整備、保存に不備が多かった。または、点検整備が実施されなかった。

Ⅲ 安全管理 8 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。	監		
			重機操作に際して、作業区域をロープ柵、赤旗等で表示し、あるいは誘導員を配置する等適切な分離処置等が常時なされていることが、施工現場及び写真等で確認できた。
			重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場および写真等で確認できた。
			重機操作に際して、分離措置等がなされていることが施工現場で確認できた。
			重機操作に際して、分離措置等が一部行われていないことがあった。
			重機操作に際して、分離措置等が行われていないことが多かった。
Ⅲ 安全管理 9 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	監		
			点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。
			点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。
			点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備があった。
			点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。
			点検管理が実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 10 足場や支保工の設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。	監		
			点検管理が定められた時期・項目共、適切に行われており、記録(チェックリスト、写真等)もあり、異常が認められた時には直ちに補修していた。
			点検管理が定められた時期・項目共、行われていた。
			点検管理は行われているが、時期・項目等に一部不備がある。
			点検管理の時期が一定しておらず、記録にも不備が多い。補修を必要とする場合は後手にまわっていた。
			点検管理が実施されなかった。
Ⅲ 安全管理 11 保護具の着用等、現場従事者各自の安全管理に取り組む姿勢は積極的である。	監		
			安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事は無かった。
			安全管理に取り組む強い姿勢があり、工事期間中違反者を目にする事が有ったが現場責任者により直ちに是正を行っていた。
			安全管理の意欲は感じられたが、徹底が一部できていなかった。
			安全管理の意欲が感じられず、徹底ができていなかった。
			安全管理の意欲が無いため、文書で指示した。

Ⅲ 安全管理 12 工事現場における保安施設等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。	監		施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について具体的に記載され適切に実施された。また、記録も適切に整備されていた。
			施工計画書等に、保安施設等の設置・管理の計画について記載され適切に実施された。
			保安施設等の設置・管理が適切に実施された。
			保安施設等の設置・管理に一部不備があった。
			保安施設等の設置・管理に不備が多かった。
Ⅲ 安全管理 13 現場内関係者及び現場周辺の歩行者、一般車両等の第三者に対する安全措置の取り組みが適切になされている。	監		施工計画書等に、第三者に対する安全措置について具体的に記載されており、記載の内容どおり適正に実施された。また、臨機応変な対応がなされており、過失の発生はなかった。
			施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されており、過失の発生はなかった。
			施工計画書等に、第三者に対する安全措置について記載されていなかったが、過失の発生はなかった。
			安全措置に一部不備があった。または、第三者に対して軽微な過失が発生した。
			安全措置に不備が多かった。または、第三者に対して重大な過失が発生した。
Ⅲ 対外関係 14 工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と協議及び調整をした記録がある。	監		関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て適正に提出され、記録もよく整理されていた。
			関係機関との協議を適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出され、記録も概ね整理されていた。
			関係機関との協議を概ね適切な時期に行っており、必要な書類については全て提出されているが内容・記録に一部不備があった。
			関係機関との協議が遅れたケースがあった。または、必要な書類の提出に一部漏れがあった。または、内容・記録に一部不備があった。
			関係機関との協議が実施されなかったケースがあった。または、必要な書類の提出の漏れが多かった。または、内容・記録に不備が多かった。
Ⅲ 対外関係 15 工事施工にあたり、近隣住民との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。	監		地元等との調整・交渉を適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉に優れ、適切に苦情の対応を行い、後の紛争に備えた記録を残し、状況を監督員に随時報告していた。
			地元等との調整・交渉を概ね適切に行ったため、苦情はなかった。または、苦情があったが、調整・交渉は良好であり、苦情の対応を行い、状況を監督員に随時報告していた。
			調整・交渉の対象がなかった。または、地元等との調整・交渉は普通であり、苦情はなかった。もしくは、苦情があったが対応し、状況を監督員に随時報告していた。
			苦情があり対応したが状況報告がないことがあった。または、事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があったが、対応していた。
			事前の調整・交渉や施工の不備による苦情があり、対応でも不十分な部分があった。

Ⅳ 出来形・品質・出来ばえ及び写真について		[設 備]
評 定 細 目(監督員用)	評 価 の 考 え 方	
Ⅳ 出来形 1 配管・配線等の出来形(チェックリスト参照)	監 検	この項目は別紙チェックリストにより評価を行うこと。
Ⅳ 出来形 2 機器設置等の出来形はどうか。 機器・器具(衛生器具等)本体の据付け状態は適正であったか。	監 検	全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切だが、一部器具の据付け精度が悪い。 一部の器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった。 一部の機器の据付け精度が悪い。 多くの器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった。 一部の機器にがたつき等の指摘があった。
Ⅳ 出来形 3 機器の機能及び運転性能等の出来形はどうか。 試運転要領書に基づき、機器の機能及び運転性能が適正かつ円滑にすすめられたか。	監 査	全ての機器の機能・性能が設計図書で定める性能を組合せ運転や実負荷運転で満足し、関連機器の支障もなかった。 試運転要領書の計画にそって円滑に運転性能の確認ができた。 全ての機器の機能・性能が設計図書で定める性能を組合せ運転や実負荷運転で満足し、関連機器の支障もなかった。 一部自主的な改善点はあったが、機能・運転性能の確認ができた。 機器の機能・性能を満足するために、軽微な指摘があった。 機器の機能・性能を満足するために、多くの指摘があった。 機器の機能が確認できるまでに多少時間を要した。 機器の機能・性能を満足するために、重大な指摘があった。 機器の機能が確認できるまでに当初予定期間を大幅に超える時間を要した。
Ⅳ 出来形 4 関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされていたか。 別契約の関連工事及び既設設備・配管等の状況を事前に十分調査・検討し、納まりや保守点検の配慮が行われていたか。	監 検	一部事前に検討がなされていない部分があったが、納まりや保守点検に支障のない施工であった。 事前検討はなされていなかったが、納まりや保守点検に支障のない施工であった。 事前検討されなかったために一部について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等の軽微な指摘があった。

IV 品質 8 試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。	監検	
		記録では一部内容が不明確で、検査時の補足説明で設計図書に基づく性能・機能を満足することを確認できた。 規格値が未記入等、記録に一部不明確な部分があった。 記録において不備が多く、十分に機能が確認できない。 確認するために追加資料が必要であった。
IV 写真 14 隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。 地中埋設部・躯体打込部・二重天井内等、施工後に直接確認できない部分の施工状況が設計図書や施工図等と一致していることが、写真のみで把握できるよう、寸法が読み取れる鮮明さでの検尺写真等で十分な頻度で撮影されていたか。	監検	
		隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。 また、検尺状況等の撮影も工夫されていたが、一部不鮮明な写真があった。 隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった。 隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた。 ほとんどの写真が検尺されていなかった。
IV 写真 16 各工種の段階的な状況が適切に撮影されていたか。	監検	
		全工程・全工種を通じて着手前から完成まで撮影し、整理はされていたが、一部不鮮明な写真があった。 ほとんどの工程・工種で適切に撮影されていたが、一部において施工中の写真がない等、一部不備があった。 写真が不足している工程・工種が多い。

IV 出来形・品質・出来ばえ及び写真について

[設 備]

評 定 細 目(検査員用)	評 価 の 考 え 方	
IV 出来形 1 配管・配線等の出来形(チェックリスト参照) ・設計図書、各品質計画で記載された、仕上り精度。 ・特記されていないものについては、必要に応じ定め た精度における、仕上げ見本の提示によって決定 する。 ・仕上り精度の規定のないものについては、視認に より十分な正確さであることを確認する。	監 検	
		この項目は別紙チェックリストにより評価を行うこと。
IV 出来形 2 機器設置等の出来形はどうか。 機器・器具(衛生器具等)本体の据付け状 態は適正であったか。	監 検	
		全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切であった。 全ての機器や器具の据付状況が、設計図書の耐震対策も含め適切だが、一部器具の据付け精度が悪い。 一部の器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった。 一部機器の据付け精度が悪い。 多くの器具の据付状況について、がたつき等の軽微な指摘があった。 一部の機器にがたつき等の指摘があった。 機器や器具の据付において固定が不十分で転倒の恐れ、設計図書の耐震据付を満足しない等、重大な指摘があった。
IV 出来形 4 関連工事等の納まり、保守点検の配慮等はなされ ていたか。 別契約の関連工事及び既設設備・配管等の 状況を事前に十分調査・検討し、納まりや 保守点検の配慮が行われていたか	監 検	
		事前に詳細図等を作成する等、十分検討がなされ、納まりや保守点検に支障がない施工が行われた。 一部事前に検討がなされていない部分があったが、納まりや保守点検に支障がない施工であった。 事前検討はなされていなかったが、納まりや保守点検に支障のない施工であった。 事前検討されなかったために、一部について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等の、軽微な指摘があった。 事前検討されなかったために、多くの部分について支障があり、周囲の吊りボルトの位置変更やバルブの方向変更等、指摘があった。
IV 品質 5 機材の品質及び形状が設計図書等に適合する 旨の証明書が整備されていたか。 JIS等各規格証明書やミルシート、工場での 検査成績書を整備し、各機器や材料が設計図 書等に適合することが容易に確認できるか (対象は規格・大きさ・厚み・塗装膜厚等)	検	
		整備されており、すべての機材が設計図書に適合することが確認できた。 整備されていたが、一部成績書等の不足等により設計図書に適合することが確認できない機材があった。 整備されておらず、成績書等も一部の機材についてのみで、設計図書に適合することが十分に確認できなかった。

IV品質 6 機材の各種試験が的確に行われ、設計図書等に適合する成績書等が整備されていたか。 工場での試験及び現地施工後の各種試験の成績書等で確認する (対象は機器単体での動作確認・性能機能試験・照明点灯試験・衛生器具通水試験・配管耐圧試験・絶縁抵抗試験・接地抵抗試験等)	検		
			必要な試験がすべて行われ、成績書等も適切に分かりやすい内容で整備されており、この成績書のみで設計図書等に適合していることが、試験に必要とする器具の精度も含め容易に確認できた。
			必要な試験は行われ、成績書等も揃っていたが、この成績書のみでは設計図書等に適合していることが確認できず、検査時の補足説明により適合していることが確認できた。
			一部の成績書の内容に規格値の未記載等、不明確な部分があったが、必要な試験は行われていた。試験に必要とする器具の精度が一部不明確であった。
			試験を行っていたが、一部の試験について成績書等が作成されていなかった。 必要な試験を行っていない。明らかに信頼性がない後付けの記録しかない。
IV品質 7 施工完了時の自主検査を的確に行い、記録していたか。 各施工段階の完了時に、自主検査を行い、記録しているか (対象は据付け・塗装・保温状況等、施工に関するもの)	検		
			各段階で的確に行い、かつ記録しており、その内容が明確になっていた。
			整理が不十分だったが、記録は各段階で行われ、的確に行われていた。
			記録が一部不足しており、検査内容が十分に確認できない部分があったが、各段階で行われていた。
			各段階で行わず、回数が不足していたり、検査内容の不足があった。 完成時のみ自主検査を行う等、各段階で自主検査を行っていない。 記録を作成していない。明らかに信頼性がない後付けの記録しかない。
IV品質 8 試運転記録が整備され、設計図書に基づく機能が確認できたか。 配管類や機器等について、施工後の現場での試運転状況を、試運転調整実施要領書及び施工計画書等で事前に監督員の承諾を得た内容に基づいて行われたかを判断する	監検		
			適切に分かりやすい内容で整備され、設計図書に基づく性能・機能を満足することを容易に確認できた。
			記録では一部内容が不明確で、検査時の補足説明で設計図書に基づく性能・機能を満足することを確認できた。
			規格値が未記入等、記録に一部不明確な部分があった。
			記録において不備が多く、十分に機能が確認できない。確認するために追加資料が必要であった。 必要な試運転を行っていない。試運転記録を作成していない。明らかに信頼性がない後付けの記録しかない。
IV出来ばえ 9 機材の外観、仕上がり面及び塗装の状態はどうであったか。 完成時の仕上がり状態について、細部に至るまで十分に管理され、良好な状況に保たれていたか (完成検査時の傷、汚れ等の状態を対象とする)	検		
			清掃や細部の仕上げも十分なされており、仕上がり状態は良好であった。
			仕上がり状態は良好であったが、一部清掃や細部の仕上げが不十分であった。
			一部に粗雑な施工部分が見られたが、全般的にはほぼ良好であった。
			粗雑な施工が多かった。 仕上がり状態の不良部分が多かった。

Ⅳ 出来ばえ 10 配管等の塗装、保温の出来ばえはどうであったか。 完成時の仕上がり状態について、細部に至るまで十分に管理され、良好な状況に保たれていたか (完成検査時の傷、汚れ、塗装・保温の丁寧さ等を対象とする)	検 <table border="1"> <tr><td></td><td>全ての部分で、粗雑な施工やはがれ等が全くない状態で良好な施工であった。</td></tr> <tr><td></td><td>一部にはがれ・汚れ等が見られたが、全般的には良好な施工であった。</td></tr> <tr><td></td><td>一部に粗雑な施工部分や未塗装部分等が見られたが、全般的にはほぼ良好であった。</td></tr> <tr><td></td><td>粗雑な施工や未塗装部分が多かった。</td></tr> <tr><td></td><td>仕上がり状態の不良部分が多かった。</td></tr> </table>		全ての部分で、粗雑な施工やはがれ等が全くない状態で良好な施工であった。		一部にはがれ・汚れ等が見られたが、全般的には良好な施工であった。		一部に粗雑な施工部分や未塗装部分等が見られたが、全般的にはほぼ良好であった。		粗雑な施工や未塗装部分が多かった。		仕上がり状態の不良部分が多かった。						
	全ての部分で、粗雑な施工やはがれ等が全くない状態で良好な施工であった。																
	一部にはがれ・汚れ等が見られたが、全般的には良好な施工であった。																
	一部に粗雑な施工部分や未塗装部分等が見られたが、全般的にはほぼ良好であった。																
	粗雑な施工や未塗装部分が多かった。																
	仕上がり状態の不良部分が多かった。																
Ⅳ 出来ばえ 11 機材・配管・配線・弁類等に必要な表示がなされていたか。 機材等に、種別、用途、設置年月日、安全等に関する表示がなされていたか	検 <table border="1"> <tr><td></td><td>必要な表示が漏れなく、正確に表示がなされていた。</td></tr> <tr><td></td><td>一部に表示漏れ、または表示の誤りがあったが、概ね必要な表示がなされていた。</td></tr> <tr><td></td><td>必要な表示がなされていない部分が多かった。</td></tr> </table>		必要な表示が漏れなく、正確に表示がなされていた。		一部に表示漏れ、または表示の誤りがあったが、概ね必要な表示がなされていた。		必要な表示がなされていない部分が多かった。										
	必要な表示が漏れなく、正確に表示がなされていた。																
	一部に表示漏れ、または表示の誤りがあったが、概ね必要な表示がなされていた。																
	必要な表示がなされていない部分が多かった。																
Ⅳ 写真 12 写真管理基準の管理項目を満たしているか。	検 <table border="1"> <tr><td></td><td>全ての管理項目で撮影され、一部に不鮮明な写真はあったが機材や施工状況が写真からほぼ確認できた。</td></tr> <tr><td></td><td>全ての管理項目で撮影されているが、項目ごとの枚数が不足しており、機材や施工状況が十分に確認できない。</td></tr> <tr><td></td><td>必要な項目の撮影がなされていない等、管理が不十分であった。</td></tr> </table>		全ての管理項目で撮影され、一部に不鮮明な写真はあったが機材や施工状況が写真からほぼ確認できた。		全ての管理項目で撮影されているが、項目ごとの枚数が不足しており、機材や施工状況が十分に確認できない。		必要な項目の撮影がなされていない等、管理が不十分であった。										
	全ての管理項目で撮影され、一部に不鮮明な写真はあったが機材や施工状況が写真からほぼ確認できた。																
	全ての管理項目で撮影されているが、項目ごとの枚数が不足しており、機材や施工状況が十分に確認できない。																
	必要な項目の撮影がなされていない等、管理が不十分であった。																
Ⅳ 写真 13 工事内容を写真から容易に把握できるような写真整備の創意工夫があったか。 撮影時及び図書への整備時に創意工夫がなされていたか (創意工夫の例:箱尺の使用、黒板への図示、全景と拡大写真の併用、色分けした撮影、図面の挿入、写真の並べ方等)	検 <table border="1"> <tr><td></td><td>全般的には創意工夫がなされていたが、一部工程や工種で、工事内容の把握がしづらい写真があった。</td></tr> <tr><td></td><td>創意工夫がなされている写真と、なされていない写真が混在していた。</td></tr> <tr><td></td><td>ほとんどの写真で、写真から工事内容を把握することは困難であった。</td></tr> </table>		全般的には創意工夫がなされていたが、一部工程や工種で、工事内容の把握がしづらい写真があった。		創意工夫がなされている写真と、なされていない写真が混在していた。		ほとんどの写真で、写真から工事内容を把握することは困難であった。										
	全般的には創意工夫がなされていたが、一部工程や工種で、工事内容の把握がしづらい写真があった。																
	創意工夫がなされている写真と、なされていない写真が混在していた。																
	ほとんどの写真で、写真から工事内容を把握することは困難であった。																
Ⅳ 写真 14 隠蔽場所など後で確認できない場所での工事写真を適切に撮影し、整備していたか。 地中埋設部・躯体打込部・二重天井内等、施工後に直接確認できない部分の施工状況が設計図書や施工図等と一致していることが、写真のみで把握できるよう、寸法が読み取れる鮮明さでの検尺写真等で十分な頻度で撮影されていたか	監検 <table border="1"> <tr><td></td><td>隠蔽箇所等の施工状況・内容が十分写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。</td></tr> <tr><td></td><td>また、検尺状況等の撮影も工夫されており、鮮明な写真が撮影されていた。</td></tr> <tr><td></td><td>隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。</td></tr> <tr><td></td><td>また、検尺状況等の撮影も工夫されていたが、一部不鮮明な写真があった。</td></tr> <tr><td></td><td>隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった。</td></tr> <tr><td></td><td>隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた。</td></tr> <tr><td></td><td>ほとんどの写真が検尺されていなかった。</td></tr> <tr><td></td><td>隠蔽箇所等の施工状況が、写真から確認できない。 撮影されていなかった。</td></tr> </table>		隠蔽箇所等の施工状況・内容が十分写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。		また、検尺状況等の撮影も工夫されており、鮮明な写真が撮影されていた。		隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。		また、検尺状況等の撮影も工夫されていたが、一部不鮮明な写真があった。		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった。		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた。		ほとんどの写真が検尺されていなかった。		隠蔽箇所等の施工状況が、写真から確認できない。 撮影されていなかった。
	隠蔽箇所等の施工状況・内容が十分写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。																
	また、検尺状況等の撮影も工夫されており、鮮明な写真が撮影されていた。																
	隠蔽箇所等の施工状況が写真から判別できるよう、適切に撮影されていた。																
	また、検尺状況等の撮影も工夫されていたが、一部不鮮明な写真があった。																
	隠蔽箇所等の施工状況が、写真から判断可能な程度には撮影されていたが、一部検尺していない写真があった。																
	隠蔽箇所等の施工状況が、写真から推測可能な程度に撮影されていたが、撮影箇所数は不足していた。																
	ほとんどの写真が検尺されていなかった。																
	隠蔽箇所等の施工状況が、写真から確認できない。 撮影されていなかった。																

IV 写真 15 黒板記載事項は整理されていたか。 記載が必要な内容のもれがないか、また記載内容で工事内容を具体的に表す工夫がなされているかを評価する (工夫の例: 施工図等の内容を黒板に記載し検尺と一致させる、各試験の規格値・合格値を記載等)	検 一部を除いて図を使用または具体的内容を記入しており、記載内容に工夫が見られた。 必要な内容は記載されていた。 工夫はされていたが、一部記入間違いや記入漏れがあった。 記載内容の漏れが多い、または具体的でない記載が多い。(例: 単に「給水配管状況」としか書かれていない 等)
IV 写真 16 各工種の段階的な状況が適切に撮影されていたか。	監検 全工程・全工種を通じて着手前から完成まで撮影し、整理はされていたが、一部不鮮明な写真があった。 ほとんどの工程・工種で適切に撮影されていたが、一部において施工中の写真がない等、一部不備があった。 写真が不足している工程・工種が多い。
IV 写真 17 完成図書として整備されていたか。 完成図(設計図、施工図、施工計画書)、保全に関する書類(建築物等の利用に関する説明書、機器取扱い説明書、機器性能試験成績書、主な材料・機器一覧表)、官公署届出書類	検 必要な書類はほぼ揃っており、内容も整備されていた。 必要な書類はほぼ揃っていたが、内容が未整備であった。 必要な書類に一部不足があり、内容も未整備であった。
IV その他 18 検査態勢について適正であったか。 検査の円滑な執行が可能な態勢であったか否かについて	検 技術者(現場代理人)の指示のもと、下請責任者を立会い準備させ、検査道具も万全で、問題なく検査を終了できた。 元請、下請の人員配置、段取りは、特に問題なく、検査を終了できた。 一応の人員は配置されていたが、役割分担はなされておらず、人数が配置されてだけで、検査に手間取った。